議案第64号

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

桐生市道路占用料徴収条例(平成 17 年桐生市条例第 56 号)の一部を次のように 改正する。

別表を次のように改める。

	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱		440 円
	第2種電柱		680 円
	第3種電柱		920 円
	第1種電話柱	1本につき1年	400 円
	第2種電話柱		630 円
	第3種電話柱		870 円
	その他の柱類		40 円
	共架電線その他上空に設ける		4 [1]
	線類	長さ1メートルにつき	4円
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げ	地下に設ける電線その他の線 類	1年	2 円
る工作物	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390 円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メート ルにつき1年	240 円
	変圧塔その他これに類するも	1個につき1年	790 円
	の及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330 円
	広告塔	表示面積1平方メート ルにつき1年	1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1年	790 円
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げ る物件	外径が 0.07 メートル未満の もの		17 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		24 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	36 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		47 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		71 円

Г			1	
	外径が 0.3 メート			95 円
	0.4メートル未満のもの			, ,
	外径が 0.4 メートル以上			170 円
	0.7メートル未満			
	外径が 0.7 メート	_		240 円
	1メートル未満の			
	外径が1メートル			470 円
法第 32 条第 1 項 設	頁第3号及び第4号 ■	たに掲げる施		790 円
		7比米4.3ミュ の		A に 0.005
		階数が1の		を乗じて得
		もの		た額
	地下街及び地下	階数が2の		A 1こ 0.008
决签 90 欠 ≤ 1	室	he数か207 もの	占用面積1平方メート	を乗じて得
法第32条第1 項第5号に掲げ		80)	ルにつき1年	た額
は第3万に掲げる施設		階数が3以		Aに0.01を
る地段		上のもの		乗じて得た
		T.07 007		額
	上空に設ける通路			870 円
	地下に設ける通路			520 円
	その他のもの			790 円
光	祭礼、縁日その他	」の催しに際	占用面積1平方メート	17 円
法第32条第1 項第6号に掲げ	し、一時的に設けるもの		ルにつき1日	11 1
る施設	その他のもの		占用面積1平方メート	170 円
			ルにつき1月	110 1
		一時的に設	表示面積1平方メート	170 円
	看板(アーチであ	けるもの	ルにつき1月	110 1
	るものを除く。)	その他のも	表示面積1平方メート	1,700円
		の	ルにつき1年	1, 100 1
	標識		1本につき1年	630 円
		祭礼、縁日		
令第7条第1号		その他の催		
に掲げる物件			1本につき1日	17 円
		一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	 1本につき1月	170 円
		の		1 3

ſ		6 4-11		1
	幕(令第7条第4 号に掲げる工事 用施設であるも のを除く。)		その面積1平方メート ルにつき1日	17 円
			その面積1平方メート ルにつき1月	170 円
	アーチ	車道を横断 するもの		1,700円
	アーチ	その他のも の	1 基につき 1 月	870 円
令第7条第2号	に掲げる工作物		占用面積1平方メート ルにつき1年	790 円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条 第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メート ルにつき1月	170 円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条 第7号に掲げる施設			79 円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下(当該路面下の地下 を除く。)に設けるもの 上空に設けるもの			A に 0.017 を乗じて得 た額 A に 0.024 を乗じて得 た額
	く。)に設けるも の	階数が一の もの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	A に 0.005 を乗じて得 た額
		階数が二のもの		A に 0.008 を乗じて得 た額
		階数が三以 上のもの		A に 0.01 を 乗じて得た 額
	その他のもの			A に 0.034 を乗じて得 た額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物			A に 0.017 を乗じて得 た額

	その他のもの	A に 0.012 を乗じて た額
令第7条第10 号に掲げる施設 及び自動車駐車 場	建築物	A に 0.024 を乗じて た額
	その他のもの	A に 0.012 を乗じて行 た額
令第7条第11 号に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	A に 0.017 を乗じて7 た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて7 た額
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて た額
令第 7 条第 12 号	に掲げる器具	A に 0.034 を乗じて た額
令第7条第13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの	A に 0.017 を乗じて彳 た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて た額
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて彳 た額

別表備考6を次のように改める。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第64号 桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の一部改正に伴い、桐生市が徴収する道路占用料の額について所要の改正を行おうとするものです。